

暗号資産の貸付に関する 最新の視点

No. US2023-03

March 6, 2023

要点

米国公認会計士協会(AICPA)は、暗号資産の貸付に関するガイダンスを改訂しました。この改訂により、貸手は、暗号資産を借手に貸し付けており支配を移転している場合には、無形資産として会計処理している暗号資産の認識の中止が要求される可能性があります。

最新の動向

AICPAは、2023年2月、暗号資産の貸付の会計処理に関するガイダンスをアップデートしました。AICPA実務ガイド「デジタル資産の会計処理と監査」(以下、「デジタル資産に関する実務ガイド」)の [Question 25](#) は、2022年12月開催の米国証券取引委員会(SEC)および公開企業会計監視委員会(PCAOB)の最新動向に関する2022年度AICPAおよび英国勅許管理会計士協会(CIMA)カンファレンスにおいてSECスタッフが述べたコメント、およびSECスタッフとAICPAのデジタル資産に関するワーキンググループによる議論を反映させるために改訂されました。改訂後の [Question 25](#) では、暗号資産の貸手は資産の支配を借手に移転した時に暗号資産の認識を中止することが適切であると述べています。このガイダンスは、SECに財務諸表を提出しており、米国会計基準(US GAAP)または国際財務報告基準(IFRS)を適用する報告企業に適用されます。

貸手が貸し付けた暗号資産の認識を中止する場合、SECスタッフは、貸手が貸付期間の終了時に借手から暗号資産を受け取る権利を反映させた資産(暗号資産貸付と呼ばれることがある)を認識することに異議を唱えないでしょう。暗号資産貸付は、借手の信用リスクに貸手を晒すため、貸手は、[会計基準コード化体系\(ASC\)326](#)「金融商品—信用損失」の原則を用いて、予想信用損失引当金を認識しなければなりません。

AICPAのデジタル資産に関する実務ガイドには、貸付契約の条件、リスクおよび性質ならびに担保情報(担保が要求される場合)に関する開示のガイダンスも提供されています。他の関連する基準の開示要求(例えば、[ASC 326](#)における予想信用損失の開示要求)も適用される可能性があります。

なぜ重要なのか

新たなガイダンスでは、資産の所有権が借手に移転され、借手がその裁量で暗号資産を支配する権利を有する場合には、暗号資産の貸手は暗号資産の認識を中止します。これは、[Question 25](#) に含まれていた従前のガイダンスからの大幅な変更です。従前のガイダンスでは、[ASC610-20](#)「非金融資産の認識の中止による利得および損失」の買戻権のガイダンスを考慮することを貸手に要求しており、これに基づく支配が借手に移転していないため、貸手は貸し付けた暗号資産の認識の中止をしないことになっていました。

次のステップ

AICPAのデジタル資産に関する実務ガイドの改訂後のガイダンスは即時に発効されます。SECスタッフは、ASC250「会計上の変更および誤謬の訂正」の下での新たな会計原則と同様、このモデルを遡及的に適用することに反対しないでしょう。

本資料の[原文](#)(英語)のAppendixには、PwC会計ガイド「暗号資産」のセクション [3.4](#) および [5.3](#) に反映されるガイダンス(アップデート版)を掲載していますのでご参照ください。

© 2023 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.